○農林水産省告示第二千二百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十一月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県尾鷲市大字南浦字矢ノ川主ケ谷二〇五七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千二百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十一月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十六年二月三日農林省告示第百九十一号（四に係るものに限る。）、平成六年六月十日農林水産省告示第九百二十五号（二に係るものに限る。）、平成七年十月五日農林水産省告示第千五百八十七号（五に係るものに限る。）、平成九年二月四日農林水産省告示第百九十四号（三及び四に係るものに限る。）、平成十年十一月十九日農林水産省告示第千七百六十三号（三及び四に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに安芸高田市役所及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百九十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

金山沢川	一号
二号	砂防法第二条の土地の表示
	次に掲げる土地に存する標柱一号から百十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と百十四号を昭和四十二年建設省告示第千九百五号で指定した第三号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
群馬県吾妻郡中之条町大字入山字入山国有林	
一三七林班　ろ小班	一号から六号まで
に小班	七号から二十七号まで
ほ小班	二十八号から五十二号まで
一三三林班　に小班	五十三号から七十八号まで
い小班	七十九
は小班	八十号から九十五号まで
い小班	九十六号から百十四号まで

○国土交通省告示第千百九十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鳥川	一号
二号	砂防法第二条の土地の表示
	次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二百八十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱二百八十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十三年国土交通省告示第千七百四十三号で指定した第三号に掲げる土地の区域を除く。）
群馬県高崎市倉渕町川浦字桑本	
二八〇番五地先河川敷	一号
二八〇番五	二号及び四号
二八〇番一	三号
二八四番二	五号
二八四番七	六号から八号まで
二八四番六	九号及び十号
三〇八番二地先河川敷	十一号から十五号まで
三一四番一	十六号、十七号、二十号、二十三号及び二十四号
三一四番二	十八号、十九号、二十一号及び二十二号
三一五番一	二十五号
三一六番一	二十六号
三六七番一	二十七号から二十九号まで
三六九番	三十号から三十二号まで
三七〇番	三十三号から三十六号まで
四〇四番二	三十七号及び三十八号
四〇六番	三十九号から四十三号まで
川浦字木ノ下	
五九四番	四十四号及び四十五号
五九三番	四十六号及び四十七号
五〇二番一	四十八号
五〇一番	四十九号及び五十号
五〇三番一	五十一号から五十四号まで
甲五一六番	五十五号から五十七号まで
乙五一六番	五十八号及び五十九号
五一七番	六十号
五二〇番	六十一号
五二三番一	六十二号から六十六号まで
五三四番一	六十七号から六十九号まで
五三九番	七十号及び七十一号
五四七番地先無番地	七十二号
川浦字榎木	
六五七番一	七十三号
六五六番五	七十四号
甲六八九番地先河川敷	七十五号から七十八号まで
七三一番	七十九号及び八十号
川浦字梨子本	
八二六番	八十一号及び八十二号
八三二番一	八十三号及び八十四号
乙八三二番	八十五号から八十七号まで
八三四番	八十八号
八三五番	八十九号及び九十号
八三九番	九十一号
八三八番	九十二号
八四〇番	九十三号
八四三番	九十四号及び九十五号
八四五番	九十六号及び九十七号
八四八番	九十八号
八四九番地先河川敷	九十九号及び百号
八五八番	百一号
八五九番	百二号及び百三号
甲八六二番	百四号及び百五号
八六五番地先道路敷	百六号及び百七号
八六五番地先無番地	百八号
八七三番一地先道路敷	百九号
八七三番一地先無番地	百十号
九八五番二	百十一号
八七二番	百十二号及び百十三号
川浦字中原	
一〇六四番地先河川敷	百十四号及び百十五号
一一三八番一地先道路敷	百十六号から百二十一号まで
乙一一四二番地先河川敷	百二十二号
乙一一四五番地先道路敷	百二十三号から百二十六号まで
乙一一四五番地先河川敷	百二十七号及び百二十八号
川浦字堀之沢	
一一八六番一地先河川敷	百二十九号
乙一二〇八番	百三十号及び百三十一号
丙一二一二番	百三十二号及び百三十三号
一二三八番	百三十四号から百三十八号まで
一二三九番	百三十九号から百四十三号まで
一二五四番	百四十四号及び百四十六号